会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第二部会(平成28年度第2回)	
日時	平成 29 年 1 月 27 日 (金) 午前 10 時 00 分~午前 11 時 33 分	
場所	中棟4階 第1委員会室	
委員出席者	伊藤重夫、戸嶋哉寿男、小峰陽子、清水豪、秋澤博之、立入聖堂、 濱野寛(以上敬称略)	
幹事出席者	習田由美子、出保裕次、清水泰弘、青木則昭	
委員欠席者	根本尚之、小林善和、高橋博、小川美奈、藤田洋(以上敬称略)	
会議次第	I 部会長あいさつ II 議題 1 震災時における要配慮者の搬送に関する支援について 2 医療依存度の高い在宅療養者の支援体制について 3 福祉救援所の情報交換・連絡体制等について III その他(報告等) 1 災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況について	
資 料	○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料1 災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編> (案) 資料2 医療依存度の高い在宅療養者の支援について 資料3 災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況(平成28年度) 参考資料 ・福祉救援所の開設及び運営に関する協定【雛形】 ・〜妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家族の方へ〜 知っておきたい!「災害への備え」【妊産婦啓発用リーフレット】	

座長

どうも、皆さんおはようございます。本日は、大変お忙しい中、第二部会のほうにご出席をいただきまして、ありがとうございます。

寒い日が続いておりますけども、今週末は若干寒さが緩むような予報が出ておりますけども、インフルエンザもはやっているようでございますし、くれぐれも体調等を崩さないようにご留意いただければと思います。

それでは、定刻になりましたので、第二部会のほうを始めさせていただき たいと思います。

本日は、議題が3点、その他報告事項が1点ということでございますので、 皆様方の積極的なご意見、ご発言をいただければと思いますので、どうぞよ ろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

議題の1番、震災時における要配慮者の搬送に関する支援について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

はい。皆さんおはようございます。

まず、このタイミングになってしまって、まことに申しわけないんですけれど、私、昨年の9月に、前任の浅川の後任として地域福祉推進担当として 異動してまいりました宮城と申します。今後、この協議会及び第一・第二部 会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、議題の1、震災時における要配慮者の搬送に関する支援について、資料の1をごらんください。

これは、昨年8月に開催した第1回目の部会でお示ししている災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編>の、その時点では(素案)という形でお示ししていたんですけれども、いただいたご意見等を反映して、今回、(案)という形でお示しをしているものです。前回いただいたご意見をもとに、修正した部分を中心にご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、めくっていただいて1ページ目。これは、この指針の作成の趣旨等を述べているところで、言い回しを直しただけですので、割愛させていただきます。

では、2ページ目の「はじめに」というところで、中段の「たすけあいネットワーク制度開始時の」という文章ですけれども、アンダーラインを引いてある部分が修正した部分でございます。災害時の救援を求めている区民の方も着実に増加しているという説明文なんですけれども、これは、前回の素案では、「災害時に支援が必要となる区民」という表現だったんですけれども、この9、300名の方は、みずから希望してこの登録をしていただいている方なので、救援を求めているという表現にしたほうがいいのではないかというご意見がありましたので、そのように修正させていただきました。

2ページ目については以上です。

引き続きまして、3ページ目、災害が発生した場合のそれぞれの役割について、説明している部分なんですけれども、災害時要配慮者、それから震災救援所等々、数字がなかったんですけど、(1)(2)という形で、読みやすいよう

に数字を追加させていただいております。

で、(1)の災害時要配慮者の部分で、下のほうの③ですね。「自宅以外の病院又は親族宅などに自主的に避難した場合、「(仮称)安否確認連絡シール」を貼るなどして」という文言を加えました。これは、前回の素案では、その文言がなくて、介護事業者や訪問看護事業者など日常的に支援を受けている事業者等へ、ただ連絡するという説明になっていたんですけれども、どういう方法で連絡をすることを想定しているのかとか、ライフラインがとまってしまった場合、電話が通じないということも考えられますので、連絡方法として追加しました。

その次のページ上の部分に安否確認連絡シールの見本をお示ししておりますけれども、前回の素案までは、席上に配付してある「済」というような感じのシールになっていたんですね。ただ、このシールだと何がマル済なのかよくわからないというようなご意見がありまして、事務局としては、ご本人が自主的に避難したときにも使えるようにしたほうがいいのではないかと考えまして、避難先、どこに行ったかということをこのシールに記入できるようにしたというところです。

また、安否確認に来た方が、避難所に搬送した場合にも、これは使えると 思いますし、ご本人も使えるという形で汎用性を高めたということで、事務 局としては、そのようにしたいと考えてございます。

3ページ目については、文言を整理しただけですので、割愛いたします。

引き続きまして、4ページ目の本文のほうですけれども、③-2のアンダーラインの部分につきましては、これは表現を、紛らわしくないように変えただけですので、割愛いたします。

④「要配慮者を自宅から震災救援所へ搬送を行う場合は、避難先での支援に役立てるため「救急情報キット」をあわせて持っていくようにします」ということで、この鍵括弧の中が、前回の素案では個別避難支援プランをあわせて持っていくという形でお示ししていたんですけれども、基本的にプランはそのキットの中に収納されていますので、キットごと持っていくほうが現実的ではないかということで、救急情報キットと文言を改めました。その見本として、写真を右上のほうに追加して掲載してございます。

4ページ目については以上です。

引き続きまして、5ページ目、第二次救援所の役割の部分で、四角のその下のほうの①本文のほうなんですけれども、「第二次救援所となる地域区民センターには、多数の中規模の部屋や誰でもトイレがあることから、静かな環境がないと心身状態が悪化する方や一般者用トイレの使用が困難な要配慮者」という部分につきましては、前回の素案では、音に敏感でとか、そういう言葉が入っていました。あと、一般者用トイレが使用できないというような表現になっていまして、どういう方々を想定しているのかというご意見がございまして、特に音に敏感とかそういう表現は、除いてしまっても問題ないのかなというふうに考えまして、このように表現を改めております。

それから、引き続きその後の文章で、「また、授乳中の乳幼児やその保護者など、特別な配慮が必要な方の利用にも適しています」ということで、これは、素案では授乳中の乳幼児やその保護者の利用にも適しているという、限定した表現になっていたんですけれども、そういった方々も含めて特別な配慮が必要な方という形で、限定する表現を改めてございます。

それから、②の「第二次救援所には、医療や介護の専門スタッフは配置されておらず、」という文章なんですけれども、最後に、「避難生活が可能な要配慮者で、震災救援所から搬送されてくる方の利用とします」ということで、これは、下の福祉救援所の説明文でもそうですけれども、第二次救援所に直接行かれてしまうようなことにも受け取られるような文章になっておりましたので、あくまでも第二次救援所は、震災救援所に行った方の中で配慮が必要な方が第二次救援所や福祉救援所に行くという考え方ですので、そのような文言を加えて整理させていただきました。

次の(4)福祉救援所の役割で、その四角の中の③「福祉救援所の閉鎖時機については、」という表現ですが、これは、前回の素案では、業務を再開する時期というような表現になっていたんですけれども、福祉救援所は、福祉施設としての役割は、当然災害が起こっても業務を継続する必要があるということで、業務を再開するという表現はおかしいのではないかということで、シンプルに「福祉救援所の閉鎖時機」という表現に改めてございます。

それから、四角の下のほうの本文の②ですが、「福祉救援所への避難は、 高齢者や障害者等のうち、専門的な支援が必要な方で震災救援所や第二次救 援所から搬送されてくる方」という部分も、先ほどの説明と同様、直接福祉 救援所に行くのではなくて、震災救援所や二次救援所から搬送されてくる方 が対象になるという形の整理をしてございます。

そのページは以上です。

次、引き続きまして、6ページ目、民間事業者の役割ということで、その四角の中の①、「本来業務の一環として事業所利用者の安否を確認した場合、可能な限り事業所の近隣の震災救援所に情報の提供を行う」という文章ですけれども、これは、「事業所の」という言葉がなく、近隣の震災救援所という表現だったんですけれども、どこの近隣を指しているのかというご意見がございましたので、「事業所の」という文言を加えてございます。

それから、下の本文の①ですが、「介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者などの」という文言を加えてございます。もともとは「民間事業者は」というところから始まっていたんですけれども、どういった事業者を想定しているのかというようなご意見がございましたので、例示として加えてございます。

それから、③の文章、これはそっくりそのまま追記させていただきました。区境の事業所とか区外の方を受け入れているような事業所もあるということですので、そういった方々を避難所として受け入れた場合には、震災救援所を経由してその自治体に連絡するということで、方法として追記させていただいた次第です。

引き続きまして、7ページ目、区の役割というところで、四角の中の④要配慮者の安否確認結果については、区職員が要配慮者支援システムを使用して情報の共有を図るということで、ここは「区職員が」という言葉が入っていなかったんですけれども、誰がそのシステムを操作するのかというようなご意見がございましたので、その文言を加えてございます。

文書中の主な修正点については以上でございまして、最後に8ページ、9ページに用語解説をつけてございます。これは、これまでの行動指針にも最終ページに用語解説をつけていたんですけれども、今回の指針にも用語解説をつけたいと思っております。

その中で、緊急医療救護所は、今回初めてこの文章中に言葉が出てきますので、その説明文を追加したということと、あと、先ほど申し上げた(仮称)安否確認連絡シールの解説ですが、最後のほうに、本人が自主的に避難する場合の連絡等にも使用できるというような文言を加えてございます。

あと、9ページ目に、避難行動要支援者名簿の解説文が載っているんですけれども、要配慮者の定義についてはもう少し具体的に記載したほうがよいのではないかというようなご意見がございましたので、どういった方々が対象なのかということを詳しく説明させていただいている次第でございます。以上でございます。

座長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局のほうから、災害時要配慮者の支援のための行動指針、今は案という形になっていますけども、前回との修正点を中心に説明をしていただきました。この件につきまして、修正の部分も含めまして、皆様方からご意見がいただければありがたいなと思いますので、何かお気づきの点ですとかございましたら、ご発言いただければと思いますが。

はい。お願いいたします。

委員

文言というか漢字の訂正の部分ですけども、5ページの(4)の福祉救援所の 役割というところ。黒いラインで囲まれている3番のところの修正のところに は、「閉鎖時機」の「機」。それから、次、一番下の「閉鎖時期」、③番の 「時期」の「期」がちょっと間違っているんで、修正をお願いいたします。

座長

はい。ありがとうございます。

ほかに、お気づきの点ですとかご意見はございませんでしょうか。

特に、今回、今お手元にお配りしていますけども、安否確認の確認連絡シール。この様式が前回と大幅に変わっています。この安否シールの様式については、いろいろとご意見がたしかあったと思いますね。例えばこれが貼られていることによって、この家は留守だからということで空き巣に狙われやすいだとか、そのほかいろいろとご意見があって、最終的にこういう形にまとめたと思うんですが、今回はまた新しい様式に変わっているというようなこともありまして、ご本人が自分で使う場合、あるいは確認に来た方が使う場合という、両方兼用という形で、このような様式に変更をということでございますけども、その辺のところも含めまして、お気づきの点がございましたらご意見をいただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

委員

和泉学園を会長やっております。

うちの地域では、この安否確認を張って、どこに避難している、どうした ら、この人がいないとわかっちゃうから。こういうのを貼っちゃうと。それ で、そのために災害時に防犯部の人が回って歩くというようなことを、今、 震災の救援所の訓練のときに、それをやっているんですね。

そして、もう一つは、和泉学園は小中一貫校なので、中学生の人も一緒に 回ってもらっていると。そして、家に残っている人たちは、みんなお年寄り とか小さい子供が多いので、できるだけ中学生なんかにも応援してもらうと いうかお手伝い願いたいということで、一緒に安否確認のためにも回ってい る。民生委員の人と一緒に回っているんですね。

そうすると、大体わかるし、その後、今度、例えばシールを張ったとする と、その中で、ここん家は空き家だよと、すぐわかっちゃうから、できるだ け防犯部の人間がぐるぐる回ろうということに、せんだってからそういうふ うにやっています。その辺のところも、考えていただきたいなと思います。 以上です。

はい。

委員 いいですか。

座長 はい。どうぞ、お願いいたします。

委員 第二次救援所というのは、いわゆる区民センターですよね。区民センター ですね。例えば震災救援所から区民センターへ送るという場合は、どういう 基準があるんですかね。例えばこれはもうあれだから、送っちゃおうとい う、例えばそこの会長なり、所長の判断で送っていいものですか。

その辺のところはどうですか。

これは、もう個別の、ケース・バイ・ケースの判断になると思うんです ね。で、震災救援所の会長なり所長が判断することになると思います。

やはり、震災救援所では、体育館とか教室とか、集団で生活するような形 に多分なると思いますので、そういうところにいられない方、他人と接触す るのが難しいとか、移動するのに困難な方々とかは個室があったほうがいい とか、そういった判断は個別にすることになると思いますので、震災救援所 の会長なり所長が判断することになろうかと思います。

いわゆるそこの震災救援所の会長とか、そこのいわゆる責任者が判断すれ ばいいと、こういうことですね。

はい、そういうことです。

はい、わかりました。

座長 はい。ほかにいかがでしょうか。 お願いいたします。

委員 ひまわり作業所です。

> 私、この協議会に参加をして2年になるんですけども、ちょっと今回改め て、この、たびたび出てくる「搬送」という言葉がちょっとひっかかってし まいまして。これは私のイメージなんですけど、搬送というと、病人だとか けが人だとか、救急搬送とか、そういうイメージがあるんですけれども。こ の震災救援所に避難された要配慮者の方というのは、別にそのときに、もち ろんけがや病気になっている場合もあるかもしれませんが、まあ、通常と変

6

座長

座長

事務局

委員

委員

事務局

わらない状態のことのほうが多いと思うんですけども、そういったときに、 やっぱり「搬送」という言葉がちょっと何か違和感が、私今回初めて感じた んですけれども。例えば「移送」とか、もうちょっと何か違う表現のほうが 適しているのかなと思ったんですが、ほかの方はいかがでしょうか。

座長

いかがですか。ほかの委員の皆さん方。お願いいたします。

委員

確かに、私たち訪問看護で、おうちで寝たきりの方には「搬送」という言葉は適しているのかもしれませんが、精神とかの方で自力で歩ける方だけど介助がなければ歩けないような方に「搬送」という言葉は適さないのかなとは思います。はい。

委員

やはり今おっしゃられたように、病人もしくは担架とか車椅子を伴う場合は、その言葉が適当かと思いますけど、お一人で歩かれているような場合は「同行」とか、そういった文句を加えたほうが、非常にやわらかい表現になるのかなというふうに。歩ける方は、やっぱり「同行」という形が一番いいんじゃないかなと思います。はい。

わからないんですけど、ちょっと考えたほうが、おっしゃられているとおり、違和感を持つ方は当然出てくるだろうなとは思います。

座長

ほかにございませんか、今の件に関しては。

(なし)

座長

では、ちょっと事務局のほうに、今、委員の皆さん方からご意見が出ておりますので、そういうことを踏まえて、少しこの「搬送」という文言について、再度見直しをするのか、あるいはこのまま行くのか。行くとすればどういう理由というか考え方でこういうふうにするのかということも含めて、ちょっと再度検討していただきたいということで、よろしいでしょうか。

事務局

はい。「搬送」という中には、先ほど委員がおっしゃられたように、同行して連れていくということも含まれておりますので、それをトータルして、どういう言葉が適切かを、事務局のほうで検討させていただきます。

座長

はい。では、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。どうでしょう。はい。お願いいたします。

委員

京都に旅行に行きたいと思って調べたんだけど、なかなか車椅子の人のトイレが、使えるトイレがないと。それから数が少ないということですね。

杉並区でもいろんなところにトイレはあるんですけど、公園やなんかにも。だけど、車椅子の人はほとんど入れないトイレですよね。例えばうちの町内には、遊び場96にトイレがあって、男女両方あるし、それからオイスカのすぐ横の崖の下にトイレがあるんだけど、それこそプラスチックでできた

トイレしかないし。そういうのを考えると、もうちょっと災害のときにトイ レがあったほうがいいんじゃないかと。そういうふうに思いました。

以上です。

座長 はい。まあ、その辺のところについては、何ていうんですかね、災害の有

無にかかわらず……

事務局 そうですね。ハード面のことですからね。

座長 もう、いわゆる身障者の方ですとか車椅子利用者の方々が、どこででも安 心してトイレを使えるようなことをということだと思いますけども。たしか これって、何か区のほうで、こう、整備をするような考え方って、なかった

でしたっけ。公園のトイレだとか、何かちょっと民間のところも協力してや ってもらうみたいなことは、そんなのなかったっけ。あの、都市整備のほう

で何かやったよな。昔、なかったっけ。

障害者施策課長 私もうろ覚えなんですけど、確実に今お答えできる部分はないんですけ

ど、たしかバリアフリーの関係で誰でもトイレということを推奨していく 形、それとあと、トイレの洋式化も含めて、そういうのを推進していくとい

うようなことを文言がどこかに書いてあったような気がするんですね。

そうだよね。たしか区立施設なんかだと、誰でもトイレみたいなものは、 座長

> ずっとこう、整備していくような形で進められていたと思うし。だから、公 園のトイレなんかも、何ていうんですかね、大きさにもよって、つけたくて もつけられないというところもあろうかなというふうには思うんですけど。 多分基本的には、これから整備をしていくところについては、そういう誰で も使えるようなものにしていくという基本的な方針は、多分区のほうで持っ

ていたんじゃないかなというふうには思いますけども。

障害者施策課長 ごめんなさい。あと、公園の規模、大きさとか、それからあと、逆に誰で

> もトイレをつくってしまうと、そこに居住されてしまう人がいるということ もあったりして、いろんな難しさはあるので、どういうトイレが適するか

は、公園の規模等々に判断して対応していくということになると思います。

委員 すみません。

どうぞ。 座長

二つじゃなくて、三つありました。ただ、神田川のふちで、三つあるうち 委員 の遊び場96にあるトイレは、ぎりぎり。何しろ狭いところに男性用と女性用

> をつくっている。大と小をつくっていますよね。それから、神田川のふちに あるのは、洗面所があって、手洗いがあって、奥に、こう、二つあるんです ね。そういうのを少し改造していただいたら使えるんじゃないかと。それ で、神田川のところというのは、救援所にも近いし、そういうことも少し考

えていただきたいと思います。

以上です。

座長

要望ということで、受けとめていただきたいと思います。

ほかに今回のこの指針について、特段ご意見等はございます――はい。お願いいたします。

委員

もう一つ、確認でいいですか。すみません。

福祉救援所の役割のところの下の②番のところで、避難なんですけど、震災救援所や第二次救援所から搬送されてくる方が対象ということで書かれているんですが、在宅で寝たきりの方の場合は、直接ご自宅から福祉救援所ということが考えられるかなとは思うんですが、1回、一次救援所のスタッフがとか、そういうことですか。一次救援所の人たちが運んでくるからこういう言い方になっているのか。まあ、寝たきりの方を1回小学校に運んで、そこから福祉救援所にという、この二度手間はしないと思うので。このあらわし方の表現の仕方なのか、その動き方なんですけど。

事務局

そういったご意見はすごい多くて、いきなり二次救援所や福祉救援所に行ってはいけないのかというご意見が今までも結構出ていたんですけれども、一旦は震災救援所に避難していただき、震災救援所で生活が困難な方については福祉救援所や二次救援所に搬送するというのが、あくまでも原則なんですね。

なぜかと申しますと、福祉救援所には民間の施設も結構指定させていただいておりまして、スタッフの状況とか、施設の状況によっては、開設すらできないところもある可能性があると。あと、いきなり福祉救援所に行っていいというような周知をしてしまいますと、そこに詰めかけてしまう。で、本来、そこで受け入れるべき人の受け入れができなくなってしまうということも考えられますので、そういったことを考えて、一旦は震災救援所に行くということを原則としています。

委員

わかりました。

委員

よろしいですか。

座長

はい。どうぞ。

委員

今の関連なんですけれども、訓練も何回かこの手のことをやっていまして、おっしゃられているとおりで、やはり本当に重篤な方をあっちに連れていったりこっちに連れていったりというのは、相当、精神的にも肉体的にも負担をかけることは、これはもう間違いないんですね。

ですから、登録者の中で、特にその内容、すなわち実際、民生委員が避難 支援プランをつくる段階で、この方はそういうことをやると非常にダメージ が残ってしまうと判断できるような方に関しては、できれば避難支援プラン の作成段階で、例えばこの方はどこどこの福祉施設に直接お送りしたほうが いいというふうなことも踏まえて、ちょっと人数的に限られるかもしれませ んけど、重篤な方に関してはオリジナルなシステムを。これはもう、当然受 け入れ側の福祉施設との打ち合わせが事前に必要ですので、そう簡単にはいかないかもしれませんが、特に重い方に関しては、特別にそういった事前の準備をしていることは、震災救援所の責任者としてもとても安心できますので、ぜひ、そういうシステムをつくっていただければと思います。

事務局

了解しました。この表現については、きのうの第一部会でも結構ご意見いただきまして、原則としてとか、そういった言葉を加えることを考えています。今、委員がおっしゃられたこと、本当にごもっともだと思いますので、そういったことも踏まえて、表現を改めたいと思います。

座長

表現だけということじゃなくて、要するに支援プランの作成のところもちょっと、今ね、委員のほうのお話だと、その段階からそういった配慮を盛り込めるような様式に変えてもらうだとか、その辺の検討もされたほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局

はい、了解しました。すぐには変えられるか明言できないのですけれど も、今おっしゃられた意見は重く受けとめたいと思います。

座長

はい。

ほかにいかがですか。

委員

いいですか。

座長

どうぞ。

委員

すみません。6ページ、(5)の民間事業者の役割というのがございます。民間の事業者の場合は、どこの地区は大体どこの救援所だということは、おわかりになっているんだろうかということなんですね。

というのは、どうしてかといいますと、杉十小学校の場合、5町会入っているんですよ。5町会が杉十の震災救援所に来ることになっているんだよね。そうして、その近隣に結構いらっしゃると思うのよ、事業者の方がね。そうすると、間違ったところというのではないにしても、なかなか難しいんじゃないかと。しかも、この可能な限りというのがありますものですから、忙しくてとてもできなかったんだからということになれば、だから、さらにはね、私どもどうしても、確認に行っても迷うと。こういうような状況になりかねないんじゃないかと心配しているんですが。

座長

うん。その辺は――あ、はい。

委員

じゃあ、いいですか。

座長

はい。

委員

確かに、震災救援所のことは、民間事業者みんなが、自分の近くにどこに あるかというのは、必ず把握しているとは言い切れないとは思います。 あと、質問もあるんですけど、事業所の近隣でいいわけですね。そこ、例えば利用者自体は、別の地域の利用者さん。でも、事業――例えば私でいうと、西荻に事務所があって、でも荻窪の利用者さんに安否確認をしたということも想定できます。その場合も、事業所の近くの、西荻の近くのところに言えば、そこで連携して情報が行くということでいいんですね。

事務局

はい、そういうことです。

委員

ええ、わかりました。

そこがですね――あと、情報は引き出せないんですよね。この方は無事ですかというのは、事業所が聞いても、そこは教えてもらえないんですよね。

事務局

それはケース・バイ・ケースになると思いますけど、震災救援所のほうで情報が集約されるというのが望ましいと思っていまして、必要に応じて、民間事業所だから情報を与えないとか、そういうことはないですね。

委員

ない。うん。わかりました。

事務局

はい。

座長

今の事業所の件はよろしいですか。

委員

何となくわかったような。はい。

座長

その震災救援所との関係のところで。

委員

全くにね、1町会で例えば1震災救援所というなら、まあ話は早いと思うんですけれど、5町会が集まって、それと近くのほうもあるとなると、相当混乱するんじゃないだろうかなということを懸念しているんですね。

座長

うん。まあ、あれですよね、こういう形で書かれているとすれば、やっぱり事業所さんの、今ちょっとご意見もあったとおり、事業所さんのほうにもあらかじめやっぱり自分の近隣の震災救援所はどこなのかということをちゃんと事前に確認をしておいてくださいとかと、そういうお願いはしておいたほうがいいかもしれないですね。

事務局

了解しました。

委員

すみません。

座長

お願いします。

委員

福祉救援所のリストというか、実際、指定をされているその施設は20前後 あると思いますけれども、先ほどのお話のとおりで、では、実際、本当に震 災が起こったときに、それぞれの施設がどれだけのメンバーを、もしくはど ういった方を受け入れる余裕があるのかということは、これ、その状況にな らないとわからないのが本音だと思います。

事務局

はい。

委員

しかし、その事前段階として、例えばこの施設は、こういうもともとの施設なので、こういう方は受け入れられるけれども、福祉的にハンディキャップを負われている方、どなたでもいいということでは、決してないと思うんですね。したがって、リストに、ぜひそういった説明も加えたものを各震災救援所に配付していただきますと、「あ、こういう方は、あそこに一番適当」と。まあ、少々離れていても、近くであればどこでもいいということにはならないと思いますので。それぞれの福祉施設の受け入れについての状況を説明したものと、若干そのキャパシティーといいますか、何人ぐらいということもぜひ書いていただきますと、震災救援所、これだけ、そのリストだけもらうと、そこにお連れすればいいと思ってしまいますので、それは非常に怖いですから。

先ほどのお話ですと、やはりダイレクトにそこにお連れするのはちょっと 配慮が必要だということに、今気がつきましたので、そういったことも含め て、もう少し福祉救援所側の説明された資料を震災救援所としてはいただき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

今、委員がおっしゃられたとおり、各福祉救援所の施設によって、得意分野はあると思うんですよね。そういったことを救援隊本体なり震災救援所が個別に判断していただくのが一番なんですけれども。この救援所はこういう方がいいというような、そういう情報提供ができれば、させていただきたいと思います。

座長

はい。どうぞ。

委員

福祉救援所のスタッフの問題とかあると思うんですけど、やっぱりこの運用のところで、この福祉救援所のスタッフが来た人を受け入れるという形の運用になっているんでしょうか。

事務局

はい、そうです。

委員

それだと、やっぱり災害時に福祉救援所のスタッフだけで、この要援護者を面倒を見続けるというですか、難しいような気がしていて。そこでやっぱり介護の力とか看護の力というのがないと、なかなかこう、おうちで寝たきりの人たちを福祉救援所に集めたところで、福祉救援所のスタッフだけでやり切れるのかという問題は、大きいと思っているんですね。

なので、潜在的な介護へルパーですとか看護師とかの協力を事前に、何ていうのかな、協力依頼をしておくというか、区役所、区の仕事として、潜在看護師の活用とか、そういう部分まできちんと運用に盛り込んで、災害時は、震災救援所にいる看護師たち、まあ避難をしている看護師もいるかもしれません。そういう看護師

たちで、自分の職場に遠くて行けないけれど、近くの救援所だったらばお手伝いできますよという看護師が必ずいると思うんですね。そういう運用の区の準備として、そういう活用も盛り込んで、潜在看護師たちにアナウンスをしておくとか、ヘルパーたちにアナウンスをしておくというのも、一つではないかなと思います。

座長

まあ、スタッフの確保みたいなお話だと思うんですけども。特に、あれ、 協定書にはその辺のところは書いてはいない――これね。

事務局

書いてはいないです。基本的にその施設な職員で対応してもらうという考えなので……

座長

そうだよね。うん。

事務局

助っ人を頼むというようなことは、想定はしていないんですね。はい。

座長

各福祉救援所のほうで考慮してもらっているということなのかね。

事務局

一応、協定上、そういう対応はしていただくと。ご協力をいただくという 内容の協定になっていますので、各福祉救援所はそういう理解をしていただ いていると思っております。

座長

はい。 どうぞ。

委員

私の事業所にはケアマネジャーとともにヘルパーもいるんですが。ヘルパーの中にも、高齢者の介護が得意な者と、あとは知的障害者の介護が得意な者といまして、例えばそういうヘルパーの助っ人を頼みたいというようなことはあるんですかね。それとも、来られるとちょっと難しくなるだろうということはありますかね。

委員

はい。ひまわり作業所は、知的障害のある方を受け入れている事業所なので、そういった知的障害であったりとか、まあ、そうですね、あとは精神障害の方とかだったら、何とかうちの職員で対応できるかなと思うんですが。まあ、ふだんなかなか高齢の方、特に介護が必要な方とかという方に対してサービス提供しているわけではないので、その辺の技術もそうですし、いろんな、もちろん設備もそうですけれども持っていないので、そういった専門的なスキル、資格をお持ちの方が来ていただけるというのは、非常に助かるんですけれども。でも、それもその方がどのくらいの人数が来ていただけるかというところで。本当に例えば1人来ていただいても、そういうニーズの方がたくさんいたら、ちょっとうちでは対応し切れないしというところがあるので、なかなか現実にはちょっと難しいかなと。もちろん来ていただけるのは、ありがたいと思っています。

座長

ほかにご意見はございませんでしょうか。

委員

すみません。ちょっと先ほどの、幾つか前の、事業所の近隣の震災救援所の情報提供という話のあたりに戻ってしまうんですけれども、この近隣というのは1カ所ということで考えて、よろしいんですか。

事務局

はい。1カ所で結構です。

委員

で、恐らくこの要配慮者の対応ということでは、福祉救援所とそれから震災救援所との連携というのが物すごく重要になってくると思うんですけれども。例えばここの震災救援所の地域内には、こういった福祉救援所がありますよというようなことを、何ていうのかな、その関係づくりといいますか。だから、例えばいきなりひまわり作業所が、うちの近くは松庵小学校の震災救援所なんですけども、「うちの事業所の利用者の方は無事です」という報告をしたとして、何でうちに報告してくるのというような、そういう関係だとまずいと思うんですよね。ちゃんとその震災救援所が、うちの地域の中にはこうした福祉救援所があるので、そこも含めて救援に当たらなきゃいけないなというような考え方でいていただけると、非常に福祉救援所としても心強いと思うので、その辺の関係を明確にするといったようなことをお願いできればと思います。

座長

どうですか。

事務局

そうですね。ちょっとその辺は今後の課題です。

基本的にエリアでこの人たちはこの福祉救援所という分け方をしているわけではないので、震災救援所も含めてそういうエリア的なことも今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

座長

今、震災救援所のほうには、自分の例えば一つの震災救援所の受け持ちの エリアの地図だとかがあって、そこにはどういう事業所があるかというこ と。そういうものは、用意はしていないわけだよね。

事務局

そうですね。はい、していないです。

座長

あとは、そうすると、あれですかね、それぞれの震災救援所が独自で。

委員

いいですか、その件なんですけど。

座長

はい。

委員

そもそも論なんですけども、結局、まあ、震災救援所の責任者としては、 区からそういうシステマチックになっているものがおりてきて、それを実際 我々が判断して運用していくという形のものが本来は望ましいと思うんです けれども、ただ、もう、地震というのは今起こるかもしれませんので。そう すると、それがおりてくるまでは、個別にそれぞれの個々の震災救援所が、 例えば私の、まあ西宮ですけれども、当然重篤な、重い知的障害の方などが おいでになった場合に、あらかじめ、うちの中学校の校区にこういう方がいらっしゃるので、この方についてちょっとお話し合いをしたいというふうな形で個々で動いてしまっていいのかというところが、私個人としては、当然自分のところの震災救援所が充実すれば、それは一番いいのかもしれませんけれども、全体的に見て、そういった、いわゆるどんどん進んでいくところと、遅々として進まないというようなところがあることは、これはもう、事実として今現在ありますから。

ただ、そういうことでもやっていかないと、本当にいつ起こるかわからない地震に対して、責任者としてはやるべきことはやりたいと思っていまして、そういう個々との打ち合わせということをやっていっていいんですかというのが、そもそもご質問させていただきたいと思っております。

事務局

今おっしゃられたようなネットワークづくりをしていただけると、区としては、非常に助かるといいますか、震災救援所の判断任せにしちゃっているという申しわけない部分はあるんですけれども、今の福祉救援所の配置についての考え方としては、エリアという考え方ではないので、そういうネットワークをつくっておいていただけると、大変よろしいかと思います。

座長

ほかにいかがでしょうか。特にご意見等はよろしいですか。

(なし)

座長

では、ないようですので、こちらの搬送の支援のための行動指針については、以上にさせていただきたいと思います。

では、事務局のほうで、きょう出されたご意見等もまた踏まえまして、検 討すべき課題があれば十分詰めていただいて、修正等をまた加えていただく ということでお願いをしたいと思います。

事務局

はい、了解しました。

座長

はい。それでは、2 番目の議題のほうに参りたいと思いますけども、医療依存度の高い在宅療養者の支援体制についてということで、こちらのほうについても、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、議題の 2、医療依存度の高い在宅療養者の支援体制についてということで、資料の2をごらんください。

この議題ですけれども、第1回の8月に開催した部会で、今年度の課題として取り上げるということで、既に皆様にお示しているので、今回取り上げている次第です。

この議題については、1 年か 2 年前に取り上げたところ、立ち消えになったというようなお話も聞いておりまして、今回改めて区の対応も含めてご説明させていただきたいと思います。

まず、たすけあいネットワークの現在の登録者の状況なんですけれども、 1番にお示ししているとおりです。昨年末現在でたすけあいネットワークへ の登録者が8,868名いるということで、2番が、その8,868名のうち医療機

15

器等を使っている方、医療依存度の高い方を①から④まで個別に人数をお示ししてございます。この人数は、お一人で複数の機器を使用されている方もおりますので、実数ではなくて延べ人数とご理解ください。

①の酸素吸入装置を使っている方につきましては、災害が起こったときにはどういった点を配慮する必要があるかといいますと、酸素ボンベを使っている関係で、予備のボンベや電源、バッテリーの充電とかですね、そういったことが必要になってきます。

②の在宅人工呼吸器を使っている方につきましては、これも同じく電源の 確保が必要になってくる。

③の透析液加温器を使っている方につきましては、同じく電源の確保が必要になるということと、また、食事については塩分を控えるというような配慮が必要になってくる。

それから、④の電気式痰吸引器をお使いの方に関しましては、これも同じ く電源の確保が必要になってくるだろうということが想定されています。

これに対して区のほうでどういうふうに対応していくかと申しますと、これは所管が健康推進課のほうになるんですけれども、今年度予算がつきまして、酸素ボンベと小型発電機。これは、先ほどの医療機器を使っている方々への充電もできるような機械ですね。それから足踏み式の痰吸入器を今年度予算で購入しまして、保健センターの3カ所、荻窪・高井戸・高円寺、それぞれに相当数を配置するという予定になってございます。

で、実際に災害が起こったとき、この 2 番に記載されている方々が、そういった対応が必要になってくる場合には、各保健センターでその機器を貸し出ししたりとか、バッテリーへの充電等を行うという考えです。

保健センターにつきましては、避難所として指定しているわけではなく、 そもそもの医療的な指揮をとるという本務がございますので、避難所として 受け入れをすることはできないんですけれども、機器を貸し出したり、バッ テリーへの充電などの側面的な支援を行っていくと、そういう考えでござい ます。

今後の課題につきましては、そういったものを購入したとことや、こういうところに置いてありますよということを区民へ積極的に周知していく必要があるということと、あとは、機器貸し出しとかバッテリーの充電が必要になった場合には、どういう形で提供していくか、誰が取りに行くとかそういったことも考えておかなければいけない。

また、2番の方は、個別避難支援プランをつくっていらっしゃる方もいると思うんですけれども、その個別避難支援プランの中に、こういう場合には、保健センターのほうでこういう機器を借りるというような書き込みをしていく必要もあるのかなというふうに考えておりまして、そういったところが今後の課題になってくるのかなというふうに思ってございます。

この補足としまして、藤原係長、よろしいですか。

健康推進課

はい。私、健康推進課の藤原と申します。

補足的な話ですけれども、まず今年度配備する予定につきましては、2番にありますような方を対象として、まず1番目では、酸素ボンベの貸し出しですね。それと、それに付随する酸素の流量の調整器ですね。それについて、電源を必要としないタイプのものをご用意いたしますので、酸素ボンベが区内

全域で30本。それと、流量調整器ですね。酸素の調整器については10個を用意する予定です。それと、在宅人工呼吸器、あと透析液の加温器につきましては、保健センターで発電機を用意いたしまして、そこでいわゆるバッテリーへの充電を行うというふうな仕組みを考えまして、区内で10台の発電機を用意することになっています。

それと、あと④番の電気式の痰吸引器をご使用の方に対しては、電源の確保が必要のないタイプ。いわゆる手動、足踏み式の痰の吸引器のほうを15台用意する予定となっております。

また、そのほかに、昨年の熊本地震等も踏まえて、車での避難される方とか充電を車から電源をとるという方に対しては、いわゆる変圧器、インバーターのほうも貸し出しできる体制ということで、15台ほど用意する予定で、これは全て今年度末までに整備する予定となってございます。

事務局

はい。事務局からは以上でございます。

座長

はい。ありがとうございます。

この課題については、たしかこの部会の大きな課題が二つあって、一つが 要配慮者の安否確認。民間事業者の安否確認、どういう形で協力できるのか ということの検討と、この医療依存度の高い在宅療養者の支援ということ が、うちの部会の課題として上げられていたんですよ、最初のときにね。

事務局

そうですね。はい。

座長

で、どちらかというと、医療配慮者のほうの安否確認のほうにずっと、こう、主力を置いて、ずっとこの間検討してきまして、たしか26年度末に1回だけこの議題を取り上げてやった経過があると思うんですよ。

事務局

そのようですね。

座長

そのときは、主に人工呼吸器の方への対応が中心になって、区内での利用者が何人ぐらいいて、そのうちその個別支援プランを作成されている方が何人ぐらいあるとか、そんなような話から始まって、いろいろ議論があったんですが、最終的にはこの部会で検討し切れないような課題も出てきたり、あとは医療救護部との調整の問題等もありますので、その辺をどうするかというところで、たしか尻切れトンボみたいな形で終わっちゃって、その後、この課題については、この部会で取り上げることはなかったんですね。

ただ、冒頭申し上げたとおり、当初の検討課題の中に取り上げておりますので、当然、翌年度への課題の引き継ぎみたいなものには、残ってくるわけなんですね。それで、多分今事務局さんのほうで、その後の経過等も、報告という意味合いも含めて、今お話があったのかなというふうに思います。

では、今の報告に対しては、何かご質問ございますか。

委員

この、区のほうで対応してくださる、購入してもらう分というのは、どこ も足りない数ではあると思っています。私、荻窪病院ですけれども、荻窪病 院は災害拠点病院として、やっぱり在宅酸素を使っている方、酸素が必要な 方の対応についてということは、災害のほうでも毎回、話があって。東日本のときに、石巻の赤十字病院は、たしかHOTステーションとして、在宅酸素の人たちを一部屋に集めて、酸素の供給をしたという事例があったと思うんですけれども。

私たち荻窪病院としても、できるかできないかという検討をしたこともあります。やっぱり、電源の確保という意味で、病院の非常電源がどこまで持つかという問題もあります。病院の維持をするためだけの電源で、民間の在宅酸素の人にまで回せる電源がないだろうという想定で、うちの病院でHOTステーションを開くのは、多分難しいということで、今、話は終わっているんですが、やっぱり医療機関が何らかの形でちょっと援助しないと、在宅酸素を使っている方というのは、24時間の酸素の供給になりますので、なかなかこのボンベを供給したからといって、難しい。

で、この呼吸器を使っている人はなおのことですが、この方々は、一時的な区域外避難までの間のつなぎのためのボンベとか、そういう解釈でいいんでしょうか。

健康推進課

はい。基本的な考え方としては、在宅、いわゆる病院等の医療を受けるまでいかない方を対象としておりますので、在宅またはその避難所のほうにでね、いらっしゃる方を対象にしていて、また病院のほうですか、そういう施設に入られた方というものは、対象にはしていないというのが、この数の、まあ限りという形になってしまいますが。

委員

ね。まあ、復興状況によるかと思いますが、これが電気が相当通じなかった場合に、ボンベだけでは難しくなって、ボンベの供給もままならないようなライフラインの状況のときに、やっぱりこの方、使用している方たちを区域外に避難させなければ、維持できない、生命を維持できないという方が出てくるかと思うんですが。そういう、そうなったときの避難プランですとか、そういうのは区のほうではあるんでしょうか。

健康推進課

医療的支援の必要な方に対する、今度広域避難という形になってしまうので、これは自治体ごとということではなくて、東京都の全体も含めた防災計画の中に、文言としては入っているんですけど、具体的な検討はまだ進んでいないのが現状です。

例えば、東日本のとき、いろんな医療施設が津波等で電源が不足してという形で、広域で、バスでほかの病院に搬送したというのは、本当にマニュアルに基づかない対応の中でやられたということだと思います。

その教訓をもとに、東京都のほうも、文言をしては入っているんですけ ど、具体的に、ではどういうふうにするかというところまでは、東京都の防 災計画の中でも入っていないのが現実というところです。

委員

そうですね。この透析している方、呼吸器を使われている方というのは、 そこが多分一番心配なところだと思いますので、何か、こうなった場合は、 こういうことを想定していますとか、こういうふうなプランでいますみたい なところが、何か漠然とでもあると、安心していられるのかなと思います し、私たちも何かお手伝いができることがあれば、きっと在宅酸素、呼吸器 使われている方なんていうのは、訪問看護が入っている方がほとんどである と思いますし。じゃあ、広域避難をした場合に、広域避難先の看護師なり介 護者なりに、引き継ぎをするとか、やっぱり流れがあると思うので、やっぱ りこういう医療依存度の高い方に関しては、そういう事前の準備というの も、やっぱり日ごろから必要ではないかなと思います。

座長

はい。ありがとうございます。
ほかにご意見、ご質問はございますか。
お願いいたします。

委員

先ほど座長さんもお話しになっていましたけど、これ、以前ここに出てきていたのは、在宅の人工呼吸器のみだったような気がします。これ、今、今回4種の方々が出てきたんですけども、私のもし記憶がおかしかったら訂正していただきたいんですけど、この方々に関しては、震災救援所がどうこうするということではなくて、区が直接、そのお一人お一人のフォローをするというふうにご説明を受けたので、私は、その時点でこういう方々のいわゆるフォローといいますか、この方々に接触することはないんだなと思っていたんですけども。今回こうやって、延べで150人ぐらいの方々が、ここに上っていますけれども、この方々の、さっき出ています搬送という形のことを震災救援所レベルでお手伝いすることになっているのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

健康推進課

はい。この方々もたすけあいネットワークの登録者の、まあ、一たすけあい登録者ですので、基本的には震災救援で避難生活を送る方というふうに認識していただければと思います。

委員

わかりました。ありがとうございました。ちょっとびびり始めております。はい。

座長

どうぞ。

委員

そうですね。

先ほどのだと、やっぱり救援所にまずこういう方も行くという前提で、先ほど言ったように、寝たきりの方も1回行ってからの福祉救援所なりの搬送ということですが、そこにはやっぱり、この人工呼吸器ですとか酸素ですとか、医療機器がついている方というのも含まれるわけなので。そこの、先ほどの話にも戻りますけれど、どうお考えで、どうするのかなというところは、やっぱり考えていただきたいなと思います。

委員

いいですか。

座長

はい。お願いします。

委員

私、全然不勉強なので、よくわからないので、病院の方がいらっしゃると 思うのであれですけど。 例えば、私が知っているので、透析を受けている方が、まあ、知っているだけで3人ぐらいいるんですが。例えば、災害の規模によっても全然違うと思うんです。例えば震度7ぐらいまでというのと震度8というのでは、もう全然違ってくると。

それで、透析を受けれる状態でない場合は、どのくらいあれするんですかね。よく、聞くと、もう、火、木、土に通っているんです、その方は。で、火、木、土で、そこに行かないと死んじゃうしなと、よく言っているんですけどもね。例えば、物すごい震災の規模も大きくて、行けないとか、道路が混んでいて行けないとか、自分がけがして行けないと、こういう場合は、例えば透析を1日休んでも大丈夫なんですかね、次。

委員

まあ、1日ぐらいは大丈夫だと思うんですけども、やっぱり透析が回せない 状況であれば、やっぱり生命の危機なので、やっぱり広域避難しか、もう方 法はないかと思うんですね。その場合に区がどのぐらいお手伝いをしてくだ さるのかとか、どこが窓口なのかとか、やっぱりそういうものを医療依存度 の高い方々が事前に知っておかないと、なかなかいざというときに、私たち 訪問看護が、じゃあすぐ駆けつけられるのか。じゃあ訪問看護がどういうル ートでそれを手配するのかというのを訪問看護師が知っているのかとか。や っぱり事前の準備が足りな過ぎるかなという印象です。

委員 もう一つ、あれですか、電源が切れますね。そうすると、自家発電という 形でします。あれはどのくらいもつもんですかね。

委員
その機器によると思います。

委員 大きさによって違いますか。

委員 はい。

委員 ああ、やっぱり。

委員 充電の時間ですよね。

委員 はい。

委員 はい。で、どうしてそんなことを聞くかというと、結構電源が必要という のがあるんですよね、項目が。

委員 そうですね。

委員 ね。そうすると、例えば高円寺は――恐らくお世話になるとしたら、うち の場合は高円寺だと思うんです。そのために、そこも電気がつかないという

20

ことになったら、結局は、あれですよね、自家発電しなきゃいけない。そうすると、それはもつんだろうかなと心配しています。

委員

そうですね。杉並区内で結局非常用電源がある施設がどのぐらいあるのかもわかりませんし、私は病院の中だけのことで、病院の中だけでも、まあ3日間ぐらいと聞いています。で、病院の維持をするための3日間だと思っているので、3日以内に電源が供給されなければ、病院の機能もストップしてしまうわけなんですね。

それで、一般の方が、じゃあ酸素を、呼吸器や酸素を使っている人が、電源がなくなったので病院へ来ましたというところで、助けてあげれるかといったら、病院でも助け――災害拠点病院とはいえ、助けてあげれないのが現状かなと思います。

委員はい。どうも。

座長
ほかにいかがでしょうか。

委員 ちょっといいですか。

座長はい。どうぞ。

委員 酸素ボンベのことなんですが、一つは、前、今、和泉学園は一つになっちゃったけど、小学校のほうに防災倉庫があって、その中に酸素ボンベが入っていたんですね。ところが、消防署が来て、防災訓練のときに酸素ボンベを開けたら空っぽだったというようなこともあったんですね。

それで、現在は、救援所に酸素ボンベを置いてあるか置いていないか、その辺をお聞きしたいのと、正直言って、僕も肺の中葉と下葉がないんですね。それで、3年ぐらい前まではみんなが、「おまえいつ死ぬんだ?」と言われたんだけど。僕の隣なんかにいた患者さんなんかは、みんなコンパクトな酸素ボンベを持って、それで帰っていくんですね。で、家に帰ったら、家に酸素ボンベがあると。大きなやつを置いているというようなことで、そういうのは利用できないんでしょうか。

そのためのボンベを保健センターで準備するということなんですが、それが、じゃあ、何日間、この71名の方に何日間供給できるかというと、それほどの量ではない。

今、震災救援所には、ボンベ等は置いてございません。

あれっ。これは、今年度、とりあえず今、藤原さんから説明があったとおり、要は酸素ボンベというのは30本だとかと言っていましたけども、これはあれですか、翌年度以降また順次ふやしていくとかという、そういう計画なんですか。それとも、これ、単発で、今回整備して、これでもうおしまいということなんですか。どっちでしょう。

委員

座長

健康推進課

健康推進課

現状においては、この今回の整備で一旦の終えんという形じゃないんですけども、まだその後は規模等の検証をした上で、追加が必要であれば、また計画にのせていくという形になります。

座長

そうですか。うーん。

委員

よろしいですか。

座長

はい。どうぞ。

委員

今、この要配慮者というのは、いろんな方がいて、介護保険関係に関しては、私はこのメンバーだけで何とか話が進んでいくような気がするんですけど、ただ、こういう医療でも、高度な、そして重篤な病人の方々をどうフォローしていくのかということになってきたときに、前からお話ししておるんですけど、やっぱり医師会の方がこういう会議に出ていないというのは、ちょっと問題ではないかなと思います。

すなわち、私のような素人じゃ、これを配っていただいて、これは適当ですねとも何とも判断できない状況なので。多分医師会の方々も動いてはいらっしゃると思うんですけど、こういう問題が起こっていることは、もしかしたらご存じないんじゃないかと思うんですね。お知りになったら、これはこういうものが必要だとか、こういうふうな形で動けばいいよというものが、多分、もっと簡単に出てくるんじゃないかという気もするんですけど。

その辺は、今ここでどうこうということではなくて、ぜひ、そういったことも含めて、メンバーのことも含めてちょっと考えていただければなというふうに。非常に、メンバーとして、私自身が力がないものですから、本当に申しわけなく思います、この件に関しては。

以上です。すみません。

座長

はい。

今の件については、先ほど僕が話したときに、医療救護部との調整の問題があるというふうに申し上げたと思うんですが、まさしくその辺のところが、医療救護部とどういう形で調整を図っていきながら――多分向こうのほうがもっと重篤な方とか、そういった方々を多分対象として、いろいろ検討されていると思うんですけども。ここでいくと、言っているのは、あくまでもやっぱりそれほど重篤ではない、在宅で療養をしている方。だから、ほんと、ある程度限定バージョンみたいな形でやっている話だろうというふうには思うんですよ。

ですから、トータルとしてどういうふうにするのかということになると、やっぱり、医師会だとか、そちらのほうでもいろいろと調整をしていく必要があるだろうとは思うんですが、今回の場合については、今申し上げたとおり、あくまでも在宅療養者を対象にという、ある程度の限定バージョンで、どういう手だてを講じてあげるのが必要なのかというようなことをお考えいただければよろしいのかなというふうには思います。

本当はそれでいいのかどうかというのは、また問題はあるとは思いますけどね。

委員

すみません。

座長

はい。どうぞ。

委員

この問題について、私も全く専門外なので、はっきり言って全然わからないです。イメージも全く湧かないんですね。もし、今後もこの部会、協議会で、このテーマについて議論というか検討していくのであれば、例えば東日本大震災であったりとか熊本の地震であったりとか、そういったときに、こういった在宅療養者の方たちはどうされたのかといったような、具体的な情報があると、もう少し検討というか考えることができるのかなというふうに思いますので、ちょっとお願いをしたいと思います。

座長

そういう、その辺のところのデータとか状況の収集というのは、事務局の ほうにお願いしてよろしいですか。

事務局

はい。

座長

東日本だけじゃなくても、もう、最近だと熊本だとか、あの辺でも結構いるいろと課題等もあったように聞いていますので、そういうのも含めて、ちょっとこの問題についての情報収集をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

はい、了解しました。

座長

それじゃ、ほかに何かご質問とかご意見は。よろしいですか。

(なし)

座長

じゃあ、この問題については、ちょっと非常に難しい問題なので、なかなか、こういうふうにというのもないとは思うんですが。ただ、この部会での検討課題であるということと、今、資料の2で、今後の課題等を2点、掲載されておりますけども、今後こういうことについて、この第二部会のほうで少し議論をしていくと、そういう方向性にあるということをきょうはご理解いただければよろしいのかなというふうに思います。

また、日を改めて、この課題について、皆さん方からご意見等をいただく 場が出てくるかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをした いと思います。

それでは、すみません、3点目に行きたいと思います。

福祉救援所の情報交換・連絡体制等についてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、議題の3番についてご説明をいたします。

参考資料としてお配りしております、各福祉救援所と結んでいる協定書の 雛形ですね、これをお示ししているところです。この協定書につきまして は、今現在、福祉救援所19カ所ありまして、そのうち14カ所が民間事業所なんですけれども、その14カ所とこの協定を結んでいます。ただ、その施設の状況によって、文言を少し変えたりとか内容を多少変えているんですけども、一応この雛形がフォーマットという形で、多少加工したりして、協定を取り交わしているところです。

その中で、第7条平常時の取組みというところで、裏面をごらんいただきたいんですけども、その2項の、「甲は、」という条文。これは、「甲」は区なんですけれども、区が「福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う」ということをうたっております。

で、その中の、エ、網掛けをしている部分なんですけれども、福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定ということが区の役割になっているんですけれども、今までこういった場を設定したことがなくて、事務局としても、情報交換を行うような場がやはりあったほうがいいのかなというふうに考えております。

形としては、この協議会のような正式な会議体ではなくて、いわゆる情報 交換や意見交換を行う連絡会のようなものを、できれば来年度に立ち上げた いなと思っていまして、年に2回から3回ぐらい、定例化して開催できたらい いなというふうに思ってございます。

民間事業所の福祉救援所に関しましては、協定を結んで、備蓄品を納品して、それっきりというのが実はあるというのが現状で、訓練をしていただいたりとか、あとマニュアルをつくっていただいたりとか、そういったことも、施設によってまちまちであるというのが現実です。なので、どういった感じでマニュアルをつくっているのかとか、訓練をどういうふうにしているのかとか、そういう情報交換ができればいいなと思っておりまして、本日、この場で、議題として提案させていただきました。

以上です。

座長

はい。ありがとうございます。

今まではそういった場がなかったということで、来年度に向けてこういった連絡会的なものを立ち上げて、情報交換をやっていきたいという、事務局の提案でございます。

このことについてはどうでしょうか。ご意見があれば。はい。

委員

ぜひ、お願いをしたいと思います。本当に申しわけないんですけど、ひまわり作業所も、昨年の3月でしたかね、福祉救援所の協定を結ばせていただいて。早く福祉救援所の運営マニュアルをつくらなきゃなと思いながらも、何もせずに1年がたってしまいまして、実際に今地震が起きちゃったらどうしようと、時々夜中うなされることもあるので。ちょっとそういった情報交換の場で、そのマニュアルのこととか、情報が得られると心強いなと思っていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

事務局

わかりました。

座長

ほかの委員の皆さん方どうでしょう。

委員

よろしいでしょうか。

座長

はい。お願いします。

委員

もう、ぜひ、まずは、福祉救援所間の情報交換の場をつくっていただきたいと思いますし、できれば震災救援所の会長とかと直接お会いできる、名刺交換ができる程度でもいいんです。とにかく、お電話して行けばいいんでしょうけど、少なくともそういう接触はなされるべきことなんだということを震災救援所側も福祉救援所側もわかった上で、ぜひ我々としては出向いていって、いろんな個々のお話し合いができればいいなと思っておりますので、そういった機会を少しでも多く設けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

はい。ありがとうございます。

座長

ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。

(なし)

座長

では、この件につきましては、事務局の提案どおりということで、なるべく早急にそういった場を設けていただければということのようでございますので、よろしくお願いをいたします。

事務局

はい、わかりました。

座長

以上で議題のほうは終了させていただきます。

その他のほうに行きますけども、報告事項、事務局のほうでお願いいたします。

事務局

はい。では、その他の報告事項ということで、資料の3をごらんください。 これは、今年度、区としてどういう取り組みを行ったかというご報告でご ざいます。

1番のたすけあいネットワーク制度の状況につきましては、これは先ほどの 資料1の指針の数とは、ちょっと……

座長

基準日が違う。

事務局

ええ。基準日が違うもので、多少数が異なっているんですけれども、昨年 末現在でこの人数だということでご理解ください。

たすけあいネットワーク登録者数が、8,868人、そのうちプランの作成をしている方が7,321人。登録者数の中で約82.6%の方がプランが作成されています。希望としては、100%に限りなく近いほうがいいわけでありまして、できるだけプランを作成していただけるように、民生委員の方々にも啓発をしていきますし、またケアマネジャーの方や障害者相談支援専門員の方にも、ぜひ、この趣旨をご理解いただいて、プランの作成率を上げていただきたいと

思っております。

それから、2番の新任の民生児童委員に対する研修ということで、昨年末に 開催いたしました。今年度は民生委員の改選の時期でありまして、100名前後 ですかね、民生委員に新たになられたんですけれども、その方々にたすけあ いネットワークの制度、また震災救援所でどういう活動をしているのか、そ ういったことを研修させていただきました。

それから、3番の個人情報保護研修の実施。これは例年行っているんですけれども、今年度も既に7回開催してございます。

それから、4番のGIS (地理空間情報システム)を利用した災害時要配慮 者支援システムの運用ということで、今年度から災害時要配慮者支援システムの運用を開始いたしまして、訓練等でも職員に実際に立ち上げるところから、ダミーデータを使って操作をするような研修も行っているところです。

5番の震災救援所等における要配慮者対応訓練の実施ということで、これは 例年ですけれども、各震災救援所で要配慮者の安否確認訓練や搬送の仕方の 確認など、そういった自主的な訓練もしていただいているところです。で、 先ほど申し上げたとおり、その訓練のときに、職員に対しても実際のシステ ムの操作等をなれていただくということで、実際にさわってもらって、操作 していただくというような訓練も実施しています。

それから、福祉救援所につきましては、昨年の11月に実施したんですけれども、こども発達センターでの福祉救援所の立ち上げ訓練を実施しまして、 事務局としてもそこに参加させていただきました。

6番のたすけあいネットワークの未登録者に対する登録勧奨の実施ということで、先週の金曜日、1月20日に、約1万5,000名のネットワーク未登録者の方に勧奨通知を発送したところです。今、ぞくぞくと登録の申込書が送られてきておりまして、問い合わせ等も殺到しているところなんですけれども、これを機に登録者をもっとふやしていきたいというふうに思ってございます。

それから、7番の「知っておきたい!「災害への備え」リーフレット」。今年度から配布を開始しております。こういったリーフレットを妊産婦用につくっておりまして、母子手帳を交付するときに一緒に渡してもらっているという状況です。

来年度版として中身が若干変わったので、皆様のほうには参考までに、まだでき上がっていないのでコピーになっちゃっているんですけれども、よろしければお戻りになってからでもごらんになっていただければと思います。 来年度につきましても、7,000部作成して配布する予定になってございます。 以上です。

座長

はい。ありがとうございます。

今28年度の区の取組状況について事務局のほうから報告がございましたけども、この件につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

委員

よろしいですか。

座長

はい。お願いします。

委員

質問というよりは、ちょっと意見なんですけど。私、震災救援所の会長で

こちらに来ておりますので、民生児童委員なんですが、ちょっとこの辺に関しては、民生児童委員の立場でちょっとお話をさせていただきますと、このたすけあいネットワークの登録者8,868名のうち、プランの作成済が7,321ということで、1,500人ぐらい、まだプランが出ていないということなんですね。それはもうひとえに、それはプランができていないということは、そのおうちに接触をしていないということになると思うんですけれども。

震災救援所の立場からすると、震災救援所に、何かあったときに安否確認に来てくださいと、登録されていらっしゃるリストの中で、そういった細かなプランができていない人たちがいるというのは、非常に怖いんですね。最終的には、震災救援所が動きますから。したがって、民生児童委員は、自分たちの一つの職務として、これは受けとめているとは思うんですけど、最終的にそういうところに責任が生じていくというところが、つながっていない人が、いるんじゃないかと思うんです。自分が同じ立場としてですね。

で、最終的にきょう、この間配っていただいたこの資料の中では、救急情報キットをその方と一緒に移動させていく。すなわち、万が一病院のほうにお連れするときは、それは非常に有効な資料になりますので、そのときにそれがないということになると、これは非常に問題ではないかなと思うんです。そこまで大変だということが、私はもしかしたら、民生児童委員レベルで全員が共有化できていない部分がこういう結果になっているのかもしれないなと思うんですね。実際、地震のことを考えると、これはやっぱり非常によろしくない事態だと思いますので。そういった観点から、啓蒙していただくことも。

私もそういう立場になれば、それこそ言いたいと思うんですけども、一個人でもありますので、ぜひ、震災救援所の会長としては、そういった問いかけをぜひ、していただければなと思います。

座長

はい。ありがとうございました。ほかにご意見。

委員

一つ、いいですか。

座長

はい。

委員

「防災マップまちあるき」というのをつくるときに、うちの町内では、日大鶴ヶ丘高校と、それから隣の町内というか小学校の学校の区域としては一緒なんですが、そこに専大附属があるんですね。それで、いろんなことで、まちあるきなんかのときにも、防災マップをつくろうということになって、それで十何班に分かれてやったんですが。そのときに専大附属高校の生徒さんが2人ずつ、みんなついてくれたんですね。それで、消火栓はどこにあるとかそういうのを全部調べて、マップの上にとって、それで歩いたんですね。

そういう、災害って、22年前の阪神淡路のときは朝5時何分だし、大体明け 方が結構多かったりするんで。それで、そういうときには間に合わないと思 うんですけど、各私立の学校なんかの生徒さんに、例えば僕はことし82にな るんですけれども、そういう年寄りがやるんじゃなくて、あいている時間だ ったら、学校の生徒さんなんかにお手伝い願うと。それで、そういうふうに やっていったら、もうちょっと若い人が、何ていうか、たすけあいに出てくれるんじゃないかと。

もう一つは、和泉学園は、中学生の高学年、9年生の人が一生懸命やってくれるけど、高校生のほうがもうちょっと力があると思うんですね。

で、日大鶴ヶ丘なんかでも、何かあったら、学校も使っていいし、いろいろやってくださいということなので、鶴ヶ丘の生徒さんも、それから明治大学の生徒さんも、いろんな、今、名前が変わっちゃったけども、元和泉児童館の、何かあるときには必ず出てきてやってくれるから、そういう学校なんかの生徒さんのほうが力がある。

それで、前に言われていたけど、ここで、1人の人を動かすのに大体6人ぐらい大人の人がいないと、動かないと。そうなってくると、大体逃げてくる人だったら、全然手が足りないと思うんですね。若い人は、ほとんど昼間はいないし。だから、そういう学校なんかにも、あいている時間がもしあれだったら、災害のときには、帰らないでお手伝い願いたいというようなことを言っていただいたら、ありがたいなと思うんですけど。

以上です。

座長

はい。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

委員

今ので、荻窪病院の場合は、荻窪病院の前の中杉の学生さんと杉並区と多分三者協定で、災害時は、中杉で、交通機関がとまって帰れない方たちが学校に残っている、そういう方たちが、荻窪病院の災害時にも、搬送ですとかお手伝いをしますということで、一緒に防災訓練を、病院の防災訓練のときに中杉の生徒さんも一緒に搬送の訓練をさせていただいているんですけど、そこの実際の評価というところを知って、学生さんたちとか学校の先生がどのように感じているのかとか。まあ評価していただいて、成功例としてあるのであれば、いろんな学校にその協定というか、救援所と高校とか大学というところで結んで、どんどん広げていっていただいたほうが、高齢者が高齢者を搬送するって、まずあり得ないので、そこはやっぱり若い力というところで、杉並区のほうでどんどん進めていただければなと思っています。

座長

はい。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

座長

はい。じゃあ、区の取り組みについて、今、委員さんのほうから種々ご意見が出てございますので、事務局のほうで、その件についてはご検討のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

事務局

わかりました。

座長

あと、特に何かありますか、事務局から。

事務局	あとは、事務連絡をさせていただいてもよろしいですか。
座長	はい。
事務局	後日、改めてご案内はいたしますが、今年度第1回の協議会、親会を3月の22日の10時から開催する予定です。 また改めて文書でご案内いたしますけれども、ご予定のほうをよろしくお願いいたします。 以上です。
座長	はい。わかりました。 委員の皆さん方のほうで、何か特にございますか。よろしいですか。
	(なし)
座長	はい。 それじゃ、きょうの第二部会は、以上で終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。